

電気通信共同研究報告書の掲載について

通信総合博物館は多数の電気通信関連資料を所蔵しているが、中でも黎明期の電気通信資料のコレクションは国内随一と言っても過言ではない。特に「エレキテル（平賀家伝来）」、「エンボッシング・モルス電信機（ペリー将来／米国製）」、「プレゲ指字電信機」については国の重要文化財に指定されている。

電気通信資料の研究については、平成12年度から平成14年度まで当時郵政研究所客員研究官であった若井登氏（元電波研究所所長）を中心として、当館資料専門員であった井上恵子氏、郵政省通信総合研究所（現情報通信研究機構（NICT：National Institute of Information and Communications Technology））の小室純一氏・三木千紘氏との共同研究（第1期）を行ってきた。この研究の成果は、平成15年に『電気通信共同研究報告 黎明期の通信に関する調査研究報告書』として発表されている。この報告書では重要文化財を含む8点の黎明期の電気通信資料の修復、機能復元等の詳細な調査内容がまとめられている。

その後、第2期の共同研究が平成15年度から平成17年度末まで行われ、その間、報時器、無線電信機を含む7点の修復、機能復元等が実施され、非常に重要な内容が報告されている。これらの第2期の共同研究の成果については、黎明期の電気通信機器の仕組みを解明するとともに機器を作動可能な状態にまで復元しているが、残念ながらこの共同研究はすでに終了しており、その調査研究報告書は出版物としては未刊のままとなっている。

そのため、郵政歴史文化研究会としては、この研究成果を広く一般に公開するため、本年度から報告書を研究紀要に再録し公開していきたいと考えている。

今回掲載する報告書は、『時報の元祖 報時器』である。この報時器を発明したのは、「からくり儀右衛門」と呼ばれ、東芝の創業者のひとりとなった田中久重である。

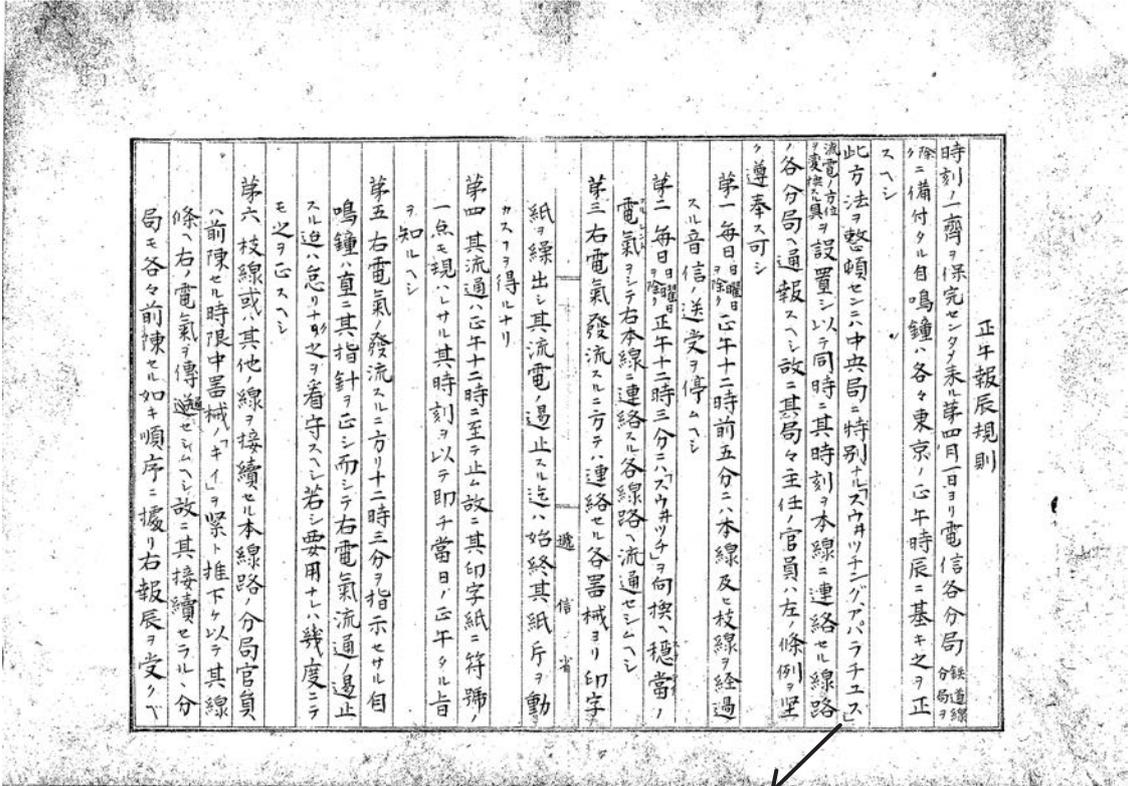
電信による報時は、明治5年に初めて工部省が地方局に正午の時報を送り、その後は明治8年3月から工部省本省と築地局間で正午報時が行われたようである。電信による全国への正午報は東京の正午を基準にして明治11年から実施された。これを定めたのが明治11年3月「正午報辰規則」である。これによると、明治11年4月1日から東京の正午時午前辰に基づき各地の電信分局へ同時に通報することとしている。この時に使われたのが田中久重の報時器と考えられる。

ちなみに、日本の標準時は、明治19年7月勅令第51号を以って定められた。英国「グリニッジ天文台」子午儀の中心を通る子午線を経度0度とした上で、東経135度の時刻を日本の標準時と規定した。これは、1884年アメリカで開かれた国際子午線並びに計時法会議の決定を受けたもので、明治21年1月1日より全国一斉にこの時刻を日本標準時として採用することとなったのである。この標準時を一斉に全国に伝えるために東京天文台からの正午報が東京電信局の午報盤を通じて全国の電信局に通知される仕組みとなっていたが、田中久重は10年前に既にこのシステムを開発していたことになる。

電信による報時は、「全国共通の正確な時間」という概念を日本に導入した。この報告書は、全国に同時に正確な時間を伝える元祖ともいえるべき電気通信装置である田中久重の「報時器」のシステムと構造を詳細に調査し解き明かしている。

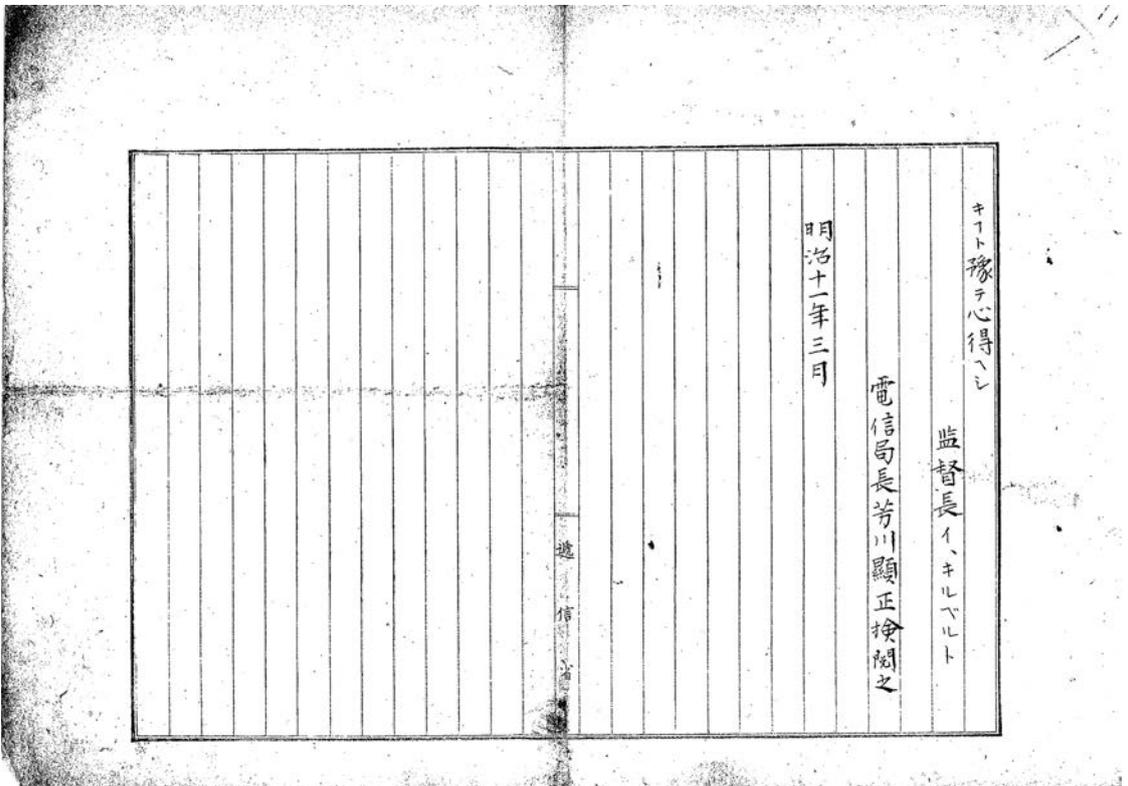
（研究会事務局 井上卓朗）

1-1



switching apparatus
スイッチの機械 (報時器) 田中久重

1-2



明治11 (1878) 年3月「正午報辰規則」(通信総合博物館所蔵)